

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所
部署の業務内容	輸入される植物等の検疫、南西諸島からの移動禁止動植物の取締・防除等

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	外部からの問い合わせ等については懇切丁寧な対応をするように支所内部で話し合いを実施しているが、多様な国民階層からの目線は不明である。国民各層からの取組についての評価はない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの苦情等に対して対応を放置したり、批判を受けた事例はない。苦情、情報提供等を受けた場合の対応はルール化されている。ルールについては公表するものではないため、改善すべきとの声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物防疫所のホームページに掲載し、周知を図っている。また、説明会を開催した場合には意見交換等を行っている。 材梱包材の輸出入等新たな施策については関係者に対する説明会の開催やホームページに掲載する等の対応を行っている。 移動規制内容の改正に係る関係機関等への広報活動を実施。 説明会等においては意見交換など実施し、関係者の理解も得ており、ホームページの掲載事項についても理解が得られており、適切な評価を受けていると考える。 国民全体が植物防疫所の仕事を理解してもらうことが、業務が公平に遂行されるものとする。そのため、植物防疫所のホームページを充実させ広く広報等を行っている。 対応を放置したり、批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	検査で不合格の場合、輸入者側の負担はかかるが日本の農業と緑を守ることが我々の業務であり、検査は厳密に実施している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	食の安全に関する事項はある。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	食品の残留農薬基準にポジティブリスト制度が導入され、くん蒸時間を厳守した。 くん蒸時間をその都度確認している。 くん蒸時間の厳守が確実に行えるように、他の業務との調整をしている。 くん蒸時間等を厳守している。 輸入植物検疫規程に定められた基準を厳守している。 規程に基づく適正な措置の実施とともにくん蒸後のガス排気の迅速な実施を指導している。 規程に定められた基準を厳守している。 おかしいと思う点はない。 指摘されたことはない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	植物検疫の場合、食の安全に関わるものは、病害虫が発見され、消毒（くん蒸）が考えられるが、基準に従い適切に実施することにより、食の安全は確保されていると考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
	（鹿児島支所に対する意見は寄せられていない。）		